

よくあるお問い合わせ

1 支援金の概要について

Q1-1 支援金はいくらもらえますか？

A 一般貨物自動車運送事業者と特定貨物自動車運送事業者は1事業者あたり200,000円、貨物軽自動車運送事業者は、1事業者あたり20,000円の定額交付となります。

2 交付要件について

Q2-1 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。対象になりますか？

A 本사가 県外であっても、営業所等の事業の拠点が県内にあれば対象になります。

Q2-2 神奈川県内に車庫はありますが、営業所はありません。対象になりますか？

A 対象となりません。

Q2-3 バイク便のみの事業者です。対象になりますか？

A 原動機付自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイク便のみの事業者は対象となりません。

Q2-4 中小企業、大企業の定義は何でしょうか？

A 資本金3億円以下若しくは従業員300人以下の法人、または個人事業主を中小企業としています。(どちらか一方が該当すれば、中小企業として取り扱います)

Q2-5 一般/特定貨物自動車運送事業の許可と貨物軽自動車運送事業の届出の両方を行っている場合は、支援金の金額は合算した220,000円になりますか？

A なりません。支援金の併給はできないため、両方に該当する場合は、一般/特定貨物自動車運送事業者で申請してください。

(次ページに続く)

3 申請について

Q3-1 申請期間はいつからいつまでですか？

A 令和 8 年 3 月 30 日から令和 8 年 8 月 21 日までが申請期間です。

電子申請の場合は、令和 8 年 8 月 21 日 23 時 59 分までに申請（送信）を完了してください。

郵送申請の場合は、令和 8 年 8 月 21 日の消印有効です。申請期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

Q3-2 前回（令和 7 年 4 月 21 日から 8 月 25 日の申請受付分）申請し、交付を受けた車両を所有する事業者も、今回の支援金の対象になりますか。

A 今回の交付要件を満たしていれば対象となります。

Q3-3 いつ頃に支援金をもらえますか？

A 申請後の審査が終了し次第、順次交付します。申請が集中する可能性もございますので確実に申し上げることはできませんが、申請書類に不備がなければ、申請から 1 か月半から 2 か月程度を想定しています。

Q3-4 県内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのですか？

A 運送事業の許可を法人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

Q3-5 提出する添付書類から現在の名称や住所が変わっている場合はどうすればよいですか？

A 法人の登記事項証明書の写し等、変更前後の継続性が確認できる書類を添付してください。

Q3-6 許可書（届出書）を紛失した場合はどうしたらよいですか？

A 認可書（令和 7 年 4 月 1 日以前の日付のもの）、事業証明願を代わりとすることができます。

Q3-7 役員等氏名一覧表（第 2 号様式）に記載する役員は社外役員も必要でしょうか。

A 社外役員も必要です。

Q3-8 役員等氏名一覧表（第 2 号様式）に記載する住所は役員個人の住所でしょうか。

A 住所は会社ではなく個人の住所を記載してください。